

PTA活動報告

楽しく真実に
取り組みました!

2年 親子活動 親子ヨガ



7月1日(土)に親子活動を行いました。当日は大雨にも関わらず、総勢130名の方が参加され「親子ヨガ」を体験しました。子供たちは犬・猫・ワニのポーズ等、楽しんで取り組むことができました。また、保護者が犬のポーズでトンネルを作り、子供たちが3回くぐっていくクラス対抗リレーをして盛り上がりました。最後に子供たちから歌のサプライズプレゼントがあり、とても感動しました。朝早くからご協力いただきました先生方、役員の方のおかげで、とても楽しい親子活動を行うことができました。本当にありがとうございました。

2年学年長 田中 美恵子

3年 親子活動 フライングディスクで遊ぼう!



11月19日(日)、野村小学校体育館にて、3年生親子活動「フライングディスクで遊ぼう!」を行いました。児童・保護者・兄弟合わせて170人以上のたくさんの方に参加をいただきました。活動では、直径約1mのリングの中をめがけてディスクを投げる「アキュラシー」という競技と、フライングディスクでドッジボールを行う「ドッジビー」という競技をしました。「アキュラシー」では、ディスクがリングに入っても外れても歓声上がり、最終結果発表ではひと際大きな歓声が沸き起こっていました。「ドッジビー」では、クラス対抗のトーナメントの後、親子対決もしました。大人チームに真剣に立ち向かう子供たち。「まだまだ負けられない!」と真剣に立ち上がる保護者の方々。両者とも、とっても輝いていました。あいにくの寒い中での活動となりましたが、皆様のご協力のおかげで無事に活動を終えることができました。本当にありがとうございました。

3年学年長 植野 雄太

4年 親子活動 交通安全教室



7月9日(日)に高岡自動車学校にて4学年親子活動「交通安全教室」を行いました。当日は、天候にも恵まれ高岡自動車学校の広いコースで楽しく自転車に乗りながら交通安全について学ぶことができました。高岡警察署の方からは交通安全について、高岡市自転車組合の方からは自転車の点検について教わりました。中でも、ダミー人形の衝突実験で、時速40kmと50kmの衝撃の違いに子供たちは大変驚いていました。今回の交通安全教室を通じて、子供たちがより交通安全に対する気持ちを強くもってくれたと感じました。今回の親子活動の準備から当日のお手伝いまでご協力いただいた関係者の皆様、本当にありがとうございました。

4年学年長 西海 亮寿

5年 親子活動 ストーンアート



7月16日(日)に二上まなび交流館にて5学年親子活動「ストーンアート」を行いました。講師の方の説明を聞き、作業に取りかかりました。好きなキャラクターやマーク等各々が描いた石が完成し、友達と見せ合いっこする姿がみられ、とても楽しい1日になりました。また、ニス乾くまでの間、オリエンテーリングとして館内で宝さがしゲームをしました。グループに分かれ館内をくまなく探索。保護者の方の真剣な姿がみられました。参加して下さった皆様、役員をはじめ先生方、丁寧に指導して下さった職員の皆様のおかげで、思い出に残る楽しい親子活動になりました。

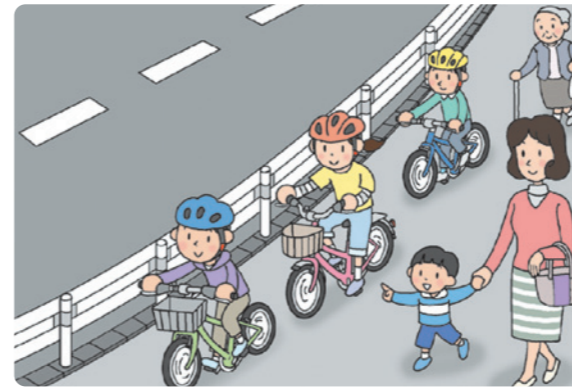
5年学年長 向井 一浩

自転車の 交通ルール

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

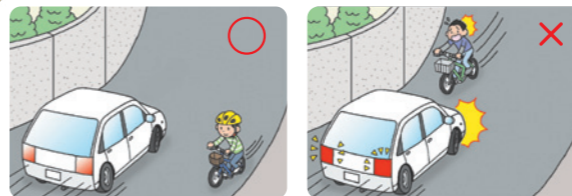
自転車は、車道の左側を通ることが基本ですが、子供(13歳未満)が自転車に乗るときは、歩道を通ることができます。



保護者の方へ

大人(13歳以上)が自転車で歩道を通ることができるのは、道路標識により自転車が歩道を通ることができる場合と、車道を通ることが危険でやむを得ない場合などです。ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じように歩道を通ることができます。(道路交通法第63条の4、道路交通法施工令第26条、交通の方法に関する教則)

2 車道を通るときは、左側を通行



車道を通るときは、左側を通ります。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

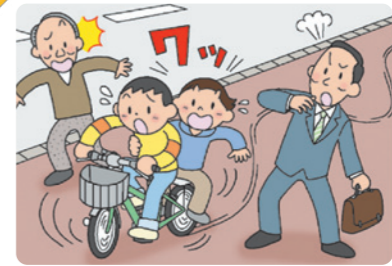
歩道は歩いている人が優先です。歩道を通るときは車道側に寄って通行し、歩いている人の妨害になりそうときは止まりましょう。



【出典】警視庁交通部総務課「自転車に正しく乗ろう(小学生用)」平成29年2月発行より

自転車に正しく乗ろう!

4 安全ルールを守る



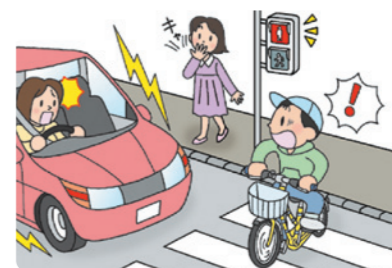
車道を通るときは、左側を通ります。二人乗りはいけません。



自転車どうして、横に並んで走ってはいけません。



夜はライトをつけましょう。



信号は必ず守りましょう。



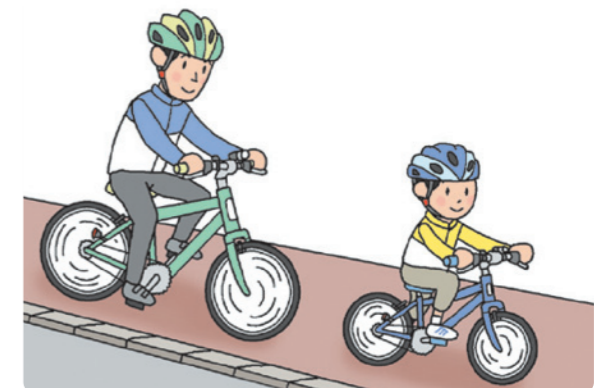
標識や、道路に「止まれ」と書いているときは、必ず止まって安全を確認しましょう。



左右が見えにくい交差点を通るときは、しっかり左右の安全を確認しましょう。

5 子どもはヘルメットを着用

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。



保護者の方へ

保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットを被らせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)